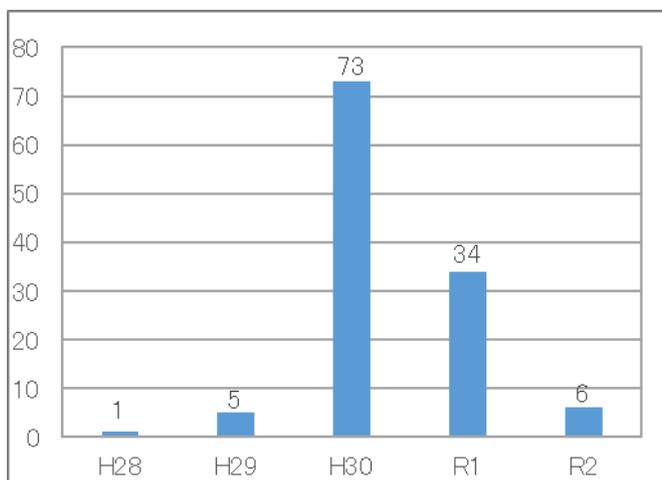


災害に便乗した詐欺に注意

令和2年7月豪雨は、県内各地に大きな被害をもたらしました。大雨や台風、地震などの自然災害が起きた後には、住宅の修理や保険金の申請、災害に便乗した悪質商法などに関する相談が寄せられます。

- ▼台風によって屋根が傷んだようだ。工務店の業者からは、加入している損害保険会社から保険金が下りるので無償で修繕できると説明を受けた。業者から保険金の申請を代行してあげると持ち掛けられ、その代わりに保険金が下りた際にはその業者と修繕工事をするという契約を交わした。保険金が下りたが、業者の見積額と比べて少額だった。契約を取り消したい。(50代・男性)
- ▼台風の後、実家に業者が訪ねてきた。両親が加入している火災保険を使って、負担なしで工事ができると勧誘しているようだ。実家の屋根は台風で傷んだわけではなく、明らかに経年劣化による老朽化が原因だ。保険金が支払われるとは考えられない。このような勧誘を信じてよいのか。(50代・女性)

「保険金を使える」と勧誘されても保険金が実際にいくら支払われるのか、そもそも保険金が支払われるかどうか分かりません。まずはご自身が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社または代理店に相談しましょう。なお、住宅修理とは別に、保険金を請求する手続きをサポートするという契約をし、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の補償対象とはなりません。



※県内の消費生活相談窓口寄せられた自然災害に関する相談件数（R2は6月末までの件数）

また、工事内容や金額は業者によって異なるため、勧誘されてもその場ですぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取るなど、工事の必要性、内容および費用について十分に検討しましょう。このほか、被災者支援の募金・寄付金を装って金銭をだまし取るなど、詐欺と疑われる事例も報告されていますので、注意してください。

不審・不安に思ったときやトラブルになった場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。（開設時間：平日8:30～17:00）

土曜日は電話相談（9:00～17:00）のみ

受付消費者ホットライン ☎（局番なし）188番（いやや!）

※☎（局番なし）188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。